

# 平成28年度第1回北海道入札監視委員会 開催結果

日時 平成28年4月1日（金）14：00～  
場所 道庁7階 水産林務部会議室

（委員会次第）

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 委員長選任及び委員長代理の指名
- 4 報告事項
  - （1）北海道入札監視委員会条例
  - （2）平成27年度入札契約執行状況（平成27年12月末現在）
- 5 議 事
  - （1）北海道入札監視委員会運営要領（案）
  - （2）平成28年度北海道入札監視委員会活動計画（案）
- 6 閉 会

## 平成28年度 第1回北海道入札監視委員会 出席者名簿

委員長	八 幡 雄 治
委 員	池 田 聡一郎
委 員	蟹 江 俊 仁
委 員	相 馬 仁 美
委 員	吉 原 美智世

※五十音順、敬称略

### 関係各部局出席者

所 属	職	氏 名
農政部農村振興局事業調整課	課 長	矢 崎 健 二
//	主 幹	高 橋 慎 哉
//	主 査	四 戸 秀 幸
水産林務部総務課	課 長	原 田 政 史
建設部建設政策局建設管理課	課 長	勝 谷 裕
//	主 幹	中 村 廣 行
//	主 幹	通 岩 公
//	主 査	中 山 繁 晴
//	主 査	澤 見 豪
建設部建築局計画管理課	課 長	阿 部 安 孝
//	主 幹	扇 保 男
//	主 査	小屋松 久 幸
出納局財務指導課	課 長	米 田 祥 三
//	主 査	北 山 雅 也

### 事務局

所 属	職	氏 名
総務部	次長兼局長	貞 村 英 之
総務部行政改革局行政改革課	課 長	青 木 真 郎
//	主 幹	保 崎 正 弥
//	主 査	古 谷 寿 一
//	主 査	高 木 広 樹

# 平成28年度第1回北海道入札監視委員会議事録

## 1 開会

### (事務局)

予定の時刻となりましたので、ただいまから、平成28年度第1回の入札監視委員会を開催いたします。

会議に入ります前に、4月1日付けで道の人事異動により、事務局に異動がございましたので、ご紹介させていただきます。

総務部次長兼行政改革局長の 貞村 です。

行政改革課長の 青木 です。

行政改革課主幹の 保崎 です。

行政改革課主査の 古谷 です。

どうぞよろしくお願いたします。

開会に当たり、総務部次長兼行政改革局長の貞村よりご挨拶申し上げます。

## 2 挨拶

### (次長兼行政改革局長挨拶)

### (事務局)

大変恐縮ですが、ここで次長は、他の公務のため、退席をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

## 3 委員長選任及び委員長代理の指名

### (事務局)

続きまして、本日施行されました北海道入札監視委員会条例第4条の規定により、改めまして本委員会の委員長を選任して頂きたいと思ます。

条例の詳細につきましては、後ほどご説明させていただきますが、条例第4条第2項の規定により、委員長は互選で選任すると定められておりますので、どなたか立候補あるいはご推薦頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

### (蟹江委員)

ご提案がございます。委員長に八幡委員を推薦したいと思ます。

### (事務局)

ただ今、蟹江委員から、委員長に八幡委員を推薦される旨のご発言がございましたが、ご異議がなければ、そのように決定してよろしいでしょうか。

### (委員)

異議なし。

### (事務局)

それでは、八幡委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

**(八幡委員長)**

ただいま委員長に選任されました八幡でございます。

条例化のもと、改めての選任となりますが、引き続き皆様方のご協力を得て、職責を全うしたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

**(事務局)**

ありがとうございました。それでは、これからの議事の進行につきましては、八幡委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

**(八幡委員長)**

それでは、次第の3のうち「委員長代理の指名」についてですが、条例第4条第4項の規定に基づき、委員長代理を決めさせていただきます。

条例の規定につきましては、先程、事務局から、後ほど説明とのお話を伺いましたが、条例では、委員長代理は、委員長の指名ということになっております。

委員長代理は、蟹江委員にお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

**(蟹江委員)**

はい。謹んでお引き受けいたします。どうぞよろしく願いいたします。

**4 報告事項**

**(1) 北海道入札監視委員会条例について**

**(八幡委員長)**

それでは、報告事項の1番目「北海道入札監視委員会条例」について、事務局から説明願います。

**(事務局)**

【資料1に基づき説明】

**(八幡委員長)**

これについて、質問等はありませんか。

**(委員)**

ありません。

**(2) 平成27年度入札契約執行状況について**

**(八幡委員長)**

次に、報告事項の2番目「入札契約執行状況」について、事務局から説明願います。

**(事務局)**

【資料2-1に基づき説明】

**(八幡委員長)**

これについて、質問等は、ありませんか。

**(八幡委員長)**

一般競争入札の実施状況は、土木関係の一般競争入札が前年より減っているということが、低下の原因ですか。

**(事務局)**

全体の発注件数のうち、いわゆる発注3部の件数が大半であり、全体の実績に大きく反映されておりますので、率の低下などについても横並びのような形になると思います。

**(相馬委員)**

5ページの一般競争入札執行率についてですが、これは期間は今年の3月までの1年間ですか。

**(事務局)**

こちらの表は、平成27年4月から12月までの期間の入札に対する一般競争入札の実施率です。

**(相馬委員)**

高いところでは99.3%、低いところでは74.5%。このように、ばらつきというのは、かなりあるものなのですか。

**(事務局)**

こちらは工事になりますので、基本的に1千万円以上の工事については一般競争入札、それ以下については指名競争入札によることができる、ということになります。金額の部分での境目があることによって、各発注機関毎に指名競争入札が多くなったり少なくなったり、ということはありません。

**(相馬委員)**

このような数字は問題がないということでしょうか。

**(事務局)**

そのように考えています。昨年と比べまして、若干、率が下がってはおりますが、合計の発注件数でいいますと、発注3部だけで2760本ほど発注しておりますので、率としては大きく目立ったものではないと思っております。

**(池田委員)**

1年経過しまして、過去の資料と比べて目にとまったところが、同じ5ページ目ですけれども、「総合振興局・振興局【建設管理部】」の小樽に条件付一般と出ているのですが、これはどういった内容だったのでしょうか。

**(建設部)**

約38億円の、WTO案件の発注が1本ありまして、トンネル工事です。通常の工事ですと、3億円以下がほとんどで、そのような大きいものはないのですが、この工事については3ヶ年度の債務負担行為の大型工事です。

**(池田委員)**

大型工事だから、総合評価なのですか？

**(建設部)**

総合評価は、制限付一般競争入札の総合評価のことですが、簡易型、標準型、と分けております。

**(建設部)**

補足しますと、道の規定で20億2千万円未満が制限付一般競争入札、それを超えると条件付一般競争入札となります。今回の案件はその額を超えるので、条件付一般競争入札です。

**(池田委員)**

大きな工事があった、ということなのですね。わかりました。

**(蟹江委員)**

私からも質問があります。7ページ目でございます。一番上の行です。

委託業務に関して、空知だけ随意契約が突出して多く、目立ちますが、これは何か、特殊事情があったのでしょうか。他と比べた場合、恐らく何かの特殊事情があったのでは、と思いたすが。

**(相馬委員)**

割合からするとそれほど多くないといえるところもあるのかな、とも思いますが、そういうことでもないのでしょうか。石狩は34件のトータルで随意契約が8件です。

**(農政部)**

空知の委託業務の随意契約件数が多いということではありますが、空知そのものの合計件数を見ていただければ、まず、全道の農政部関係の中では突出して多いということ、その中で随意契約ということですが、設計施工管理業務といいまして、ある特定の業者に1者随意契約するものがあります。

それは各振興局それぞれ、この資料に表れているものがそういうものなのですが、発注件数の一番多い空知、業務量が多いというところで、突出しているという部分は出てきているという形にはなりますが、空知だけが特殊なものを行っているということではなく、全道的に行っている中で、空知は業務量が多いので、こういう数字が出てきたと認識しております。

**(蟹江委員)**

これは、行っている仕事の特性上、一括発注のものが一定数入ってくるので、全体数が多くなれば、その比率でこのようになることもある、ということですか。

基本的な考え方として、仮に一括発注する場合でも、なるべく一般競争入札に近い形の方が望ましいという考えではあるのですか。

**(農政部)**

はい。随意契約ですから、1者に特命随意契約ということで発注はするのですが、その理由が特定されているものについては1者随意契約できる、となっておりますので、この業者でなければできないという理由が成り立つものに限って随意契約という契約をしています。

それ以外のものについては、指名競争入札や一般競争入札としています。

**(蟹江委員)**

広いエリアを面的に整備していくときに、1期、2期と工事を分ける場合の継続性とか、そういうことでは。

(農政部)

施工管理業務は、あるところを施工するにあたって、委託業者がそこを管理するというような業務でありまして、工事ではないので、委託の技術者がそこを管理するという業務です。

(蟹江委員)

わかりました。

## 5 議事

### (1) 北海道入札監視委員会運営要領(案)について

(八幡委員長)

次に、議事の「北海道入札監視委員会運営要領(案)」についてですが、先程、事務局から説明があったとおり、条例第8条において、「条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める」と規定されております。

この「北海道入札監視委員会運営要領(案)」は、委員会の運営に関して、本委員会において決することとなりますので、よろしくお願ひします。

それでは、「北海道入札監視委員会運営要領(案)」について、事務局から説明願ひします。

(事務局)

【資料3に基づき説明】

(八幡委員長)

これについて、質問等は、ありませんか。

(委員)

ありません。

(八幡委員長)

それでは、ただいまの「北海道入札監視委員会運営要領(案)」について、ご異議はありませんでしょうか。

なければ、この案をもって、「北海道入札監視委員会運営要領」を定めたいと思いますので、事務局において、所定の手続を行っていただくよう、よろしくお願ひします。

なお、「公共調達に係る職員からの通報」に関する対応につきましては、委員会に関する規定から独立したかたちとなりますが、吉原委員におかれましては、改正された要領に基づきまして対応いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

### (2) 平成28年度北海道入札監視委員会活動計画について

(八幡委員長)

それでは次に、「北海道入札監視委員会活動計画」について、事務局から説明願ひします。

(事務局)

【資料4に基づき説明】

(八幡委員長)

これについて、質問等は、ありませんか。

**(八幡委員長)**

活動計画については、事務局案のとおりでよろしいですね。

それでは、ただいま決まりました活動計画では、第2回委員会において、抽出審議を行うこととなっております。

抽出審議を行うためには、先程決した「北海道入札監視委員会運営要領」の第8の規定に基づき、委員会において指名した委員が、案件の抽出を行うことになっております。

その委員に「蟹江委員」を指名しますので、よろしく申し上げます。

**(八幡委員長)**

以上で、本日の委員会は終了しますが、事務局の方から、何かありませんか。

**(事務局)**

本日、決定いただきましたとおり第2回委員会は10月から12月の間に実施する方向で別途、日程調整等をさせていただきます。

なお、8月下旬以降に実施します現地調査につきましては、先程ご説明いたしましたとおり、5月に平成27年度の入札契約執行状況等がまとまりました後、調査箇所等につきまして、ご相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**(八幡委員長)**

それでは、これで委員会を終了いたします。